

各務原市不当要求行為等の防止に関する要綱

(平成16年5月12日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、市の事務事業に対するあらゆる不当要求及び暴力的不当要求行為（以下「不当要求行為等」という。）に対し、組織的取組みを行うことにより、不当要求行為等を未然防止するとともに、市の統一的対応方針等を定めることにより、行政事務の円滑・効率的な運用を図り、市民及び職員の安全と公共の財産の保護並びに公務の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。

(不当要求行為等)

第2条 この要綱において「不当要求行為等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為
- (2) 脅迫又はこれに類する行為
- (3) 正当な理由なく面会を強要する行為
- (4) 乱暴な言動により他人に身の安全に対する不安を抱かせ、又は作為的に著しい不快感を与える行為
- (5) 正当な権利行使を装い、又は社会的相当性を逸脱した手段により、機関誌、図書等の購入要求又は事業の変更、中止、下請け参入等の要求及び法外な補償等を不当に要求する行為
- (6) 正当な手続きによることなく、作為又は不作為を求める行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市の施設等の保全及び秩序の維持並びに市の業務の執行に支障を生じさせる行為
- (8) その他前各号に準ずる行為

(委員会の設置)

第3条 不当要求行為等の防止に関する基本となるべき対策事項を審議するため、各務原市不当要求行為等防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 部長
- (3) 消防長
- (4) 教育長

- (5) 会計管理者
- (6) 議会事務局長
- (7) 教育委員会事務局長
- (8) 監査委員事務局長

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、副市長をもって充て、会務を総理する。

4 副委員長は、市長公室長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の参加を求め、説明又は意見を聞くことができる。

3 委員長は、緊急に不当要求行為等の対策を審議する必要があると認めるときは、一部の委員により審議することができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、第7条に規定する対策チームと合同で委員会を開くことができる。

(委員会の所掌事項)

第6条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

(1) 不当要求行為等に関する情報交換及び関係機関との連絡調整に関すること。

(2) 不当要求行為等に関する未然防止及び対策方針並びに事後措置の協議検討に関すること。

(3) 現に発生した不当要求行為等への対策に関すること。

(4) その他委員会が必要と認める事項

(対策チーム)

第7条 委員会に、不当要求行為等の個別の事案に対応するため、対策チームを置く。

2 対策チームのメンバーは、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 次長又は課長の職にある者から委員長が指名する者

(2) その他委員長が適当と認める者

3 対策チームにリーダー及びサブリーダーを置き、委員長が指名する。

4 対策チームに関して必要な事項は、委員長が定める。

(顧問)

第8条 委員会に顧問を置き、各務原警察署長、同署刑事課長及び同署警備課長の職にある者をもって充てる。

2 顧問は、委員会の要請に応じて会議等に出席し、意見を述べることができる。

(助言)

第9条 委員会は、必要に応じて、次の者から助言を求めるものとする。

(1) 警察機関

(2) 公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター

(3) 弁護士

(4) 当該事案の公的関係機関

(5) その他委員会が認めるもの

(不当要求行為等の発生時の措置)

第10条 所属長は、不当要求行為等を受け、又は不当要求行為等に関する事象を知ったときは、直ちに委員長に報告しなければならない。

2 所属長は、それぞれの職場において不当要求行為等が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、職員等の安全を確保するなど緊急的な措置を講ずるとともに、不当要求行為等に関する報告書(別記様式)により委員会へ報告しなければならない。

3 委員長は、前項に規定する報告を受けた場合は、内容を精査のうえ必要に応じて警察等の関係機関に通報しなければならない。

(不当要求行為等への対応)

第11条 不当要求行為等に対しては、各務原市不当要求行為等対応マニュアル(平成16年5月12日決裁)に基づき、き然とした態度で、複数の職員で対応し、かつ、その内容を記録するものとする。

2 不当要求行為等に対応する場合は、既定の対応方針に従って対応するものとする。ただし、対応方針が定まっていないとき、又は対応方針に定めのない事柄で急を要する場合は、対応する職員が必要な措置を講ずることができるものとする。この場合は、直ちに委員会に報告しなければならない。

3 所属長は、対応内容についてその都度委員会に報告しなければならない。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、市長公室まちづくり推進課において行う。

(不当要求防止責任者)

第13条 各部課等の不当要求行為等を防止するとともに適切な対策を講ずるために、各課等に不当要求防止責任者を置く。

2 不当要求防止責任者は、不当要求行為等の防止及び対策に関する課等内の統括、連絡調整、情報交換、相談及び指導並びに委員会との連絡等を行うものとする。

3 不当要求防止責任者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第1項に規定する不当要求防止責任者として、岐阜県公安委員会の開催する責任者講習の受講その他同法に定める不当要求の防止に係る業務を行うものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、不当要求行為等への対策について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月12日から施行する。

附 則（平成17年4月1日決裁）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月30日決裁）

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日決裁）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月31日決裁）

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日決裁）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日決裁）

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成28年10月17日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別記様式（第10条関係）

年 月 日						
<p>不当要求行為等に関する報告書</p> <p>報告者 職・氏名</p>						
下記のとおり報告します。						
発生日時						
発生場所						
対応者						
相手方	住 所					
	氏 名					
	職業・所属団体名					
	連絡先					
事案の概要及び不当要求行為等の内容						
対応措置状況						
参考事項 (使用車両等)						